

特別仕様書の記載例（ＩＣＴ活用工事）

（発注者指定型）

第〇条 ＩＣＴ活用工事（発注者指定型）について

- 1 本工事は、「鹿児島県農業農村整備事業ＩＣＴ活用工事試行要領」（以下「試行要領」という。）に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する「ＩＣＴ活用工事（発注者指定型）」である。
- 2 ＩＣＴ活用工事とは、次に示す①～⑤の施工プロセスにおいて、ＩＣＴを活用する工事である。
 - ① ３次元起工測量
 - ② ３次元設計データ作成
 - ③ ＩＣＴ建設機械による施工
 - ④ ３次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ ３次元データの納品
- 3 受注者は、契約後、発注者へ「試行要領」の「ＩＣＴ工事計画書（別添－４）」及び内容等が確認できる資料を提出する。
- 4 ＩＣＴ活用工事の実施にあたっては、本特別仕様書及び「試行要領」によることとし、疑義が生じた場合、又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。
- 5 発注者指定型におけるＩＣＴ活用工事の積算計上については、「試行要領」第７条（工事費の積算）の(2)に基づき、費用を計上している。
 上記２の①～⑤の施工プロセスのうち、①、②、④、⑤の経費については、発注時において計上していないため、契約後、受注者は監督職員へ工事打合簿でＩＣＴ活用工事の計画書及び内容を確認できる資料を提出し、監督職員は「試行要領」に基づき設計変更において費用を計上するものとする。

	発注時	実施時（設計変更） （実施内容に応じて変更）
① ３次元測量	計上しない ※１	見積りを徴収し、「ガイドライン積算編」に基づき変更 ※２
② ３次元設計データ作成	計上しない ※１	見積りを徴収し、「ガイドライン積算編」に基づき変更 ※２
③ ＩＣＴ建設機械による 施工	「ガイドライン」に 基づき計上	「ガイドライン積算編」に基 づく変更（必要に応じて見積 りを徴収すること。）
④ ３次元出来形管理等の 施工管理	計上しない ※１	見積りを徴収し、「ガイドラ イン」に基づき変更
⑤ ３次元データの納品	計上しない ※１	見積りを徴収し、「ガイドラ イン」に基づき変更